唐津労働基準監督署からの【お知らせ】

事業主のみなさまへ

「時間外労働上限規制直前対策セミナー」

~改正労働基準法・同一労働同一賃金等の説明~

<u>令和2年4月1日から</u>働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)において、時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されます。

佐賀労働局では中小企業に対する時間外労働の上限規制の円滑な適用の推進を図るため下記のとおり説明会を開催いたします。

記

開催日時	場所	定員
令和2年1月17日	伊万里市民センター	200 名
14 時~16 時 30 分	伊万里市松島町 391-1	
令和2年1月29日	武雄市文化会館	150 名
14 時~16 時 30 分	武雄市武雄町武雄 5538-1	
令和2年2月13日	唐津市民会館	200 名
14 時~16 時 30 分	唐津市西城内 6-33	
令和2年2月7日	鹿島市生涯学習センターエイブル 3 F 研修室	80 名
14 時~16 時 30 分	鹿島市大字納富分 2700-1	
令和2年3月12日	アバンセホール	250 名
14 時~16 時 30 分	佐賀市天神 3-2-11	
令和2年3月17日	アバンセホール	250 名
14 時~16 時 30 分	佐賀市天神 3-2-11	

【お問い合わせ先】佐賀労働局労働基準部監督課 電話 0952-32-7169

<参加申し込み票は次頁>

Fax. 0952-32-7182

No.

佐賀労働局労働基準部監督課 あて

参加申し込み票

(改正労基法説明会)

※このまま送信して下さい。

<注意事項>

- ▶ 参加ご希望の方は各々セミナー開催日前日までにお申し込みください。
- ▶ 他のご案内にてすでにお申込みいただいている場合は、再度のお申し込みは不要です。
- ▶ 資料のみの配布は行っておりません。

参加する開催日の箇所を〇で囲んでください。		
1月17日 • 1月29日 • 2月13日	・ 2月14日 ・ 3月12日 ・ 3月17日	
事業場名		
担当者職・氏名	連絡先電話番号	